にっぽうニュース

（令和4年4月18日）

① コンピュータソフトウェア関連発明

ソフトウェア（プログラム）は、一連の処理として手順を特定したときは方法の発明となり、コンピュータが果たす機能を特定したときは物の発明となります。プログラムを記録した媒体や、プログラムが組み込まれたシステムも、物の発明となります。

発明に該当しない例	プログラミング言語自体、数学の公式自体
	ビジネス方法自体など、人が決めたルール
	操作マニュアルや音楽CDなど、単に情報を提示したもの
	コンピュータを単に計算道具として利用しているに過ぎないもの

② ビジネスモデル特許（ビジネス関連発明）

ビジネス方法自体は、人が決めたルールとして発明に該当しませんが、コンピュータやインターネットを利用した技術的なものであれば、特許の対象となります。

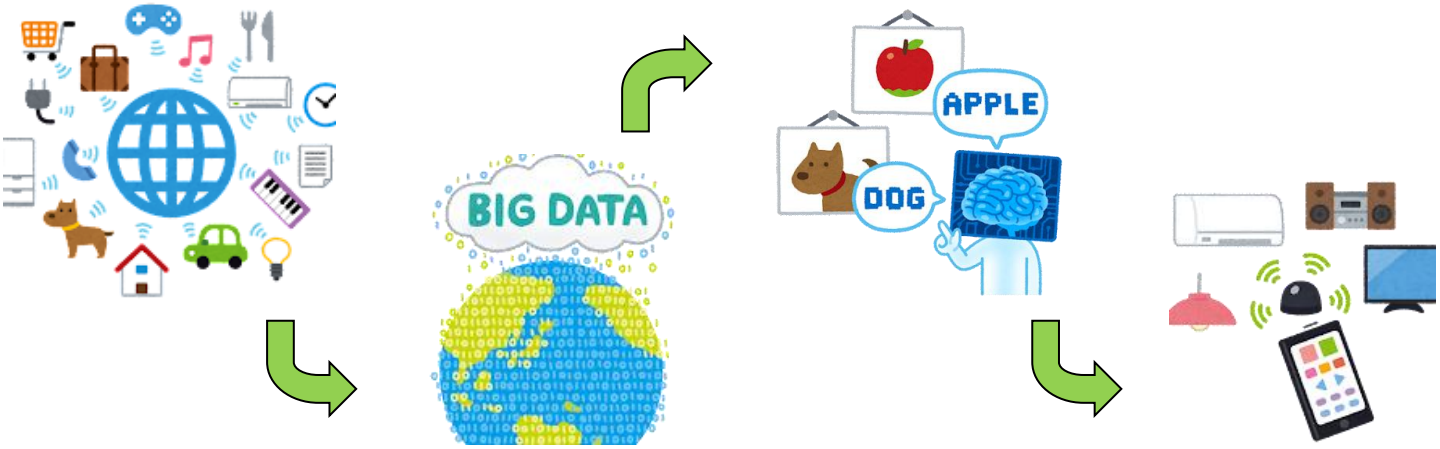

例えば、IoT（モノのインターネット）技術を利用して、ビッグデータ（巨大で複雑なデータの集合）を収集し、AI（人口知能）で機械学習させたデータを、スマホ（コンピュータ端末）のアプリで利用する、といったものが考えられます。

こちら特許部
NIPPO（ニッポウ） 日峯国際特許事務所
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F
ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。
☎ 029-228-5622
✉ info@nippo-patent.jp